

人吉球磨圏域地域生活支援拠点等事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備及び地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を図るため必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町（以下「市町村」という。）とし、事業の一部を適正な事業運営ができると認められる団体と協力及び連携して業務を実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 地域生活支援拠点等は、既存の機能を含め、人吉球磨圏域内の事業所で機能を分担して、面的な支援を行う体制により、次に掲げる機能を保持するものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援や親元からの自立のために、グループホーム等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第4条 地域生活支援拠点等の運営については、人吉球磨障がい者総合支援協議会規約第1条による協議会（平成19年3月設置）において、

事業所が前条に掲げる事業を円滑に実施することができるように、地域のニーズ及び既存のサービスの整備状況等地域の個別の状況に応じ、必要な検討を行う。

(届け出及び認定等)

第5条 第3条各号に掲げる事業の機能を担う事業所は、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。

2 市町村長は、事業所が「地域生活支援拠点等認定事業所届出書」(様式第1号)に当該運営規程を添えて届出を行い、受理したときは、地域生活支援拠点等を担う事業所(以下「地域生活支援拠点等認定事業所」という。)とする。また、事業内容の変更や廃止がある場合は、同届出書に変更後の運営規程を添えて届出を行う。

3 地域生活支援拠点等認定事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定が可能となる。その場合、趣旨や担う役割を理解し、適切な運用を図るよう留意する。

4 地域生活支援拠点等認定事業所は、実施した事業内容を記録し、5年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 地域生活支援拠点等認定事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、市町村及びその家族等に連絡を行わなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、人吉球磨障がい者総合支援協議会にて協議を行い、定める。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地域生活支援拠点等認定事業所届出書

年 月 日

（人吉球磨圏域）

市町村長

様

（届出者）

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

人吉球磨圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として要項第5条第2項により以下のとおり届け出ます。

区分	1 新規	2 変更	3 廃止
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
事業所の電話番号			
事業所番号			
事業の種類			
地域生活支援拠点等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場の提供 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり		

※この届出書は2部（正本1部 副本1部）提出してください。

受理後、副本をお返しします。